

地域包括 支援センターニュース



Community Comprehensive Support Center News 2026/9/1 No.32

成年後見制度とは



清水町地域包括支援センターは、平成18年4月に清水町福祉センター内に設置されました。高齢者の皆さまの心身の健康維持や生活の安定、権利擁護、虐待防止など、問題解決に向けた取り組みをしています。看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となり、地域にあるさまざまなサービスを使って、高齢者の皆さまへの総合的・継続的な支援を行っています。

清水町地域包括支援センター

ところ 清水町堂庭221-1(福祉センター内)
でんわ 055-981-1675



ホームページ

「そよ風」 ハ幡区

実地主体：マンション住人の有志
開催日：毎月第3金曜日
会場：ヴァンヴェール71番館 集会場
参加費：イベント内容により徴収
問合せ：そよ風事務局 080-5118-4086



そよ風の魅力②

「ここなら老いても安心と
言える人付き合いがある」



そよ風の魅力①

魅力がいっぱいあって
上手くに言えないなあ



そよ風の魅力③

レクリエーションの様子



そよ風の魅力④

取材当日はランチ会でした。
有志メンバーが前日から準備した手作り
のお弁当(コロッケ、かぶの酢の物、
山菜おこわ)です。
やっぱり手作りは良いですよ〜

かねてより地域包括支援センターでは、地域の交流の場としての居場所作りを支援してきました。
地域住民同士が気さくに集まり、何気ない会話があることは、孤立予防や地域の活性化につながるからです。

今回は、地域包括支援センターが立ち上げ時から関わってきたハ幡地区の「そよ風」を紹介します。
活動開始は令和5年9月です。新年会、お花見、納涼祭、餅つき大会など四季折々を意識したイベントやランチ会など毎月、参加者同士の交流を目的に有志のメンバーで一致団結し企画・活動をされています。

つながる通信



成年後見制度について

●高齢者の現状

昨今、高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により、金銭管理の破綻、契約行為が出来ない、悪徳な業者に騙されてしまった等で困られる方が増えてきました。そのような背景から、成年後見制度に対するニーズの増加が見込まれています。



後見が開始される原因の一位は認知症。
主な申立ての動機は預貯金等の管理・解約、身上保護となっており、日常生活を安心して過ごすため、後見人の手助けを必要としている人がたくさんいることが伺えます。そのため成年後見制度について基本的な仕組み等を説明します。

●成年後見制度について

成年後見制度とは法定成年後見と任意後見の総称です。民法で定められています。

○法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人②保佐人又は③補助人が本人を保護・支援する制度です。

後見人等の報酬は報酬付与の申立て後、家庭裁判所がすべての事情を考慮して報酬額を決めます。

○任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度です。

○成年後見人の役割

主な内容は財産管理と身上保護になります。具体的な一例として成年後見人は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわの事柄にも目を配くばりながら本人を保護・支援します。

●主な支援内容

- ・預貯金の管理
- ・定期的な収入受領（年金・手当金等の受け取り）
- ・定期的な支出の支払い（家賃・公共料金・保険料・税金等の支払）
- ・介護・福祉サービス契約、入退院手続き、施設入所契約
- ・不動産の売却、賃貸、住宅棟の増改築・修繕
- ・相続の承認、相続放棄、遺産分割等



成年後見制度

I 法定後見制度
後見 保佐 補助

II 任意後見制度

I 法定後見制度

●利用の手順について

- ・制度を利用するために家庭裁判所への申立てが必要です。
- ・家庭裁判所が審理します。
- ・本人の身上保護、財産管理を適正に行うことができる人を家庭裁判所が選任します。
- ・本人の親族になる場合もあれば、弁護士、司法書士などの専門職や社会福祉協議会などの法人、市民後見人を選ぶ場合もあります。申立人が希望する人が選任されるとは限りません。
- ・本人、候補者が告知を受け取ってから14日を経過すると審判が確定します。

法定後見の開始までの 手続の流れの概略



●相談事例

認知機能等の低下によって判断能力が著しく不十分な方。

金銭管理が出来ず、浪費してしまい、食べ物を買うお金にも困ってしまう。公共料金の支払いも滞納し、電気を止められてしまった。

法定後見制度を申立てし、保佐人が決まった。

早速、保佐人が代理権を行使して、電気代の滞納分を支払い、電気が使えるようになった。また口座引き落としに変更した。

保佐人が介護保険を申請し、訪問介護を手配してくれた。そのおかげで食事の確保が出来るようになった。

このように成年後見人が本人に代わって支援することで、被後見人の生活が安定し、借金を繰り返すなどの心配がなくなった。

II 任意後見制度について

自分で決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。公証人の作成する公正証書によって任意後見契約は締結されます。

ご本人がひとりで決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

本人が十分な判断能力を有する時



本人の判断能力が低下した時



任意後見の開始

